

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：(特非) 矢巾町体育協会]

[記載日：令和6年4月1日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

| 項目   | 対応状況 |
|--|------|
| <b>原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。</b>   |      |
| (1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。<br>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)<br>特定非営利活動促進法に基づいた定款に則り、事業運営をしています。 | A    |
| (2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。<br>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)                            | —    |
| (3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。<br>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)<br>特定非営利活動促進法を遵守しています。                  | A    |
| (4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。<br>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)<br>理事26名、監事2名により適切に運営しています。   | A    |

|   |   |
|---|---|
| <b>原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</b>  |   |
| (1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。   | B |
| <p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>ホームページ及び内閣府 NPO 法人ポータルサイトにて、法人の目的や事業計画を公表している。</p> <p>令和 6 年度に矢巾町スポーツ推進計画が改訂されることから、改定に合わせた基本方針を検討策定していく。</p> |   |
| <b>原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</b>  |   |
| (1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか, 又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。  | A |
| <p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>役職員とともに他団体が主催する研修会等へ積極的に参加し、コンプライアンス意識の徹底を図っている。</p>  |   |
| (2) 指導者, 競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか, 又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。  | B |
| <p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>所属する指導者(職員)は積極的に研修会等に参加しているが、今後は加盟競技団体所属の指導者・競技者等に対しても、コンプライアンス教育を実施またはコンプライアンスに関する研修会等へ積極的に参加するよう促します。</p>   |   |
| <b>原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</b>  |   |
| (1) 財務・経理の処理を適切に行い, 公正な会計原則を遵守しているか。  | A |
| <p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>計算書類の作成は、NPO 法人会計基準(2010 年 7 月 20 日 2017 年 12 月 12 日最終改正 NPO 法人会計基準協議会)に基づき、適切に処理しています。</p>                   |   |
| (2) 国庫補助金等の利用に関し, 適正な使用のために求められる法令, ガイドライン等を遵守しているか。  | A |
| <p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>矢巾町からいただく補助金や受託金の利用については、矢巾町が設置する関連条例等を遵守するとともに、NPO 会計基準に基づき適切に処理しています。</p>                                   |   |

|  |   |
|--|---|
| (3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。   | A |
| <p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>会計担当者は、NPO 法人向け会計ソフトにて日々の帳簿管理を行い、月ごとに事務局長（または会長）の承認を受け、公正かつ適切に会計処理を行っています。</p>       |   |
| <p><b>原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</b></p>                                   |   |
| (1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。  | A |
| <p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>特定非営利活動促進法に基づく事業報告書や計算書類、役員名簿等の情報に加えて、各種イベントや事業の結果を積極的かつタイムリーにホームページ等で情報開示しています。</p> |   |
| (2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。   | A |
| <p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>上記のとおりです。</p>  |   |
| <p><b>原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード&lt;NF 向け&gt;の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</b></p>          |   |
| <p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード&lt;NF 向け&gt;の規定があるか<br/>(ある場合は下欄に記述)</p>   |   |
| 原則 ■ について  | — |
| <p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>対応なし</p>   |   |